

令和2年7月8日

荒木運輸株式会社代理人
弁護士 沙々木 睦 殿
弁護士 財家 庄司 殿

GLOBAL UNION（認証番号101）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスピの2F
執行委員長
組合員



回答書

貴職らからの令和2年6月26日付「回答書」に、以下の通り回答させていただきます。

1 ハラスメントの事実及び賃金未払いの事実

荒木運輸従業員である谷本氏及び東氏からの 氏に対するハラスメント事実は以下の通りです。

記

(1) 荒木運輸にて 氏が勤務中、東氏から数え切れない程多数回に渡り、パレットを地面に叩きつけられ、罵倒、恫喝をされた事実。なお、当該東氏のパワーハラスメント被害者は 氏以外にも複数人おり、同氏のパワーハラスメントが原因で退職した従業員も存在する。

(2) 荒木運輸共有スペース食堂内において、谷本氏が約4年に渡り「自分たちが寝たいから」という理由で勝手に証明を消すという自己中心的な行動を取っていることにつき、上司に再三にわたり相談をした結果、上司から電気を消さなくてよいという承諾を得たため、谷本氏にその旨を伝えたところ、「それは人権侵害だ！」と激高し、あまつさえ犯罪者のように扱われ、「君の発言はいまから録音するからな！」と携帯電話の録音機能を設定し、 氏の顔面に突きつけ、恫喝された事実。なお、4年にわたり谷本氏に暗闇の中で休憩をとることを強要されたことにより、 氏の視力は1.5から0.8に低下しており、この視力低下の原因については、眼科においても、「そのような（暗闇の中で休憩をとることを強要されている）環境が原因だ」との診断を得ている。

以上

氏は、上記のように理不尽で言いがかり的なハラスメントを受け続けたため、精神的

に追い詰められ、パワーハラスメント加害者達への恐怖心で全身に力が入らない、めまいと吐き気により、立っていることすら困難になる、人と接することに極度に恐怖を感じ、まともにも人と会話することが出来ない等の症状を発現され、現在もその症状に苦しんでおられます。

また、精神科を受診したところ、上記記載の劣悪な職場環境による心身症を伴う鬱病と診断されております。

このような、非人道的な職場環境の改善を一刻も早く行うべく、以下の通り団体交渉を申し込みます。

記

1 交渉項目：

- (1) 氏の復職後の賃金及び労働条件について
- (2) 職場におけるハラスメント防止等安全配慮措置について
- (3) 長期的及び常習的に行われてきたパワーハラスメントに対する慰謝料について
- (4) 氏の通院費に関する補償について
- (5) 氏の未払い賃金について（雇用契約書、就業規則、賃金規程、在籍中の出勤簿、賃金台帳を団体交渉前にご提出ください）

2 交渉日時：令和2年7月13日から8月12日までのいずれかの日程。

時間はいずれも14：00開始、2時間程度とします。

3 開催場所：当組合本社会議室（福岡県福岡市博多区）

4 出席者：当組合側 当組合役員及び組合員（5名以内）

貴会社側 貴社代表取締役社長及び会社役員並びに代理人弁護士等（5名以内）。当該問題に関し、決定権限のある方がご参加ください。

以上

当該申入に対する回答については、令和2年7月13日までに、当組合メールアドレス（ @free-union.jp）に書面データのPDFファイルを添付する方法又は書面にてご連絡下さい。

なお、当組合が令和2年6月18日の「労働組合加入通知書兼団体交渉申入書」において、荒木運輸での社内調査を依頼したにも関わらず、一切調査を行わず、当組合に説明を求める非協力的姿勢については、即座に改められることを要求します。

以上